

さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例	さいたま市再生資源物の屋外保管に関する 条例施行規則
(目的) 第1条 この条例は、再生資源物の屋外における適正な保管について必要な事項を定めることにより、屋外に保管された再生資源物の火災・延焼、崩落、飛散その他の事故等を防止するとともに、当該保管に伴う騒音、振動、悪臭、水質の汚濁等の発生を防止し、又は軽減し、もって市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 再生資源物 使用を終了し、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）として収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックその他これらに類する材質を原材料とするもの（分解、破砕、圧縮等の処理がされたものを含む。）及びこれらの混合物をいう。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第121条の規定により当該廃棄物とみなすものを含む。）及び法第17条の2第1項に規定する有害使用済機器に該当するものを除く。 (2) 屋外 建物（屋根、周壁及び床又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物をいう。）の外をいう。 (3) 屋外保管 業として再生資源物の取引を行うため屋外において再生資源物を保管（再生資源物の破砕、選別、積替えその他の作業を含む。）することをいう。 (4) 屋外保管事業場 屋外保管を行う場所をいう。 (5) 事業予定者 第8条第1項の許可が必要とされる屋外保管事業場を設置しようとする者をい	(趣旨) 第1条 この規則は、さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和5年さいたま市条例第51号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

う。 (6) 屋外保管事業者 屋外保管を行う者をいう。 (屋外保管事業者の責務) 第3条 屋外保管事業者は、この条例の規定により適正な屋外保管をするほか、法令等に従って屋外保管事業場を適正に管理運営しなければならない。 2 屋外保管事業場を設置しようとする者は、屋外保管事業場の用に供するものとして土地を譲り受け、又は使用しようとするときは、その旨を土地の所有者に説明しなければならない。 3 屋外保管事業者は、規則で定めるところにより、自己の管理する屋外保管事業場に係る苦情等に関する相談に応じるための窓口を設置しなければならない。 4 屋外保管事業者は、自己の管理する屋外保管事業場に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。 (土地の所有者の責務) 第4条 土地の所有者は、屋外保管事業場の用に供するものとして当該土地を譲渡し、又は使用させようとするときは、当該屋外保管事業場が市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないものであることを確認しなければならない。 2 土地の所有者は、当該土地に設置された屋外保管事業場に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。 (市の責務) 第5条 市は、この条例の目的を達成するため、関係機関と連携し、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に努めなければならない。 (事前協議) 第6条 事業予定者は、屋外保管事業場の設置に関する計画（以下「事業計画」という。）を規則で定めるところにより作成し、あらかじめ市長と協議しなければならない。	(相談窓口の設置) 第2条 条例第3条第3項に規定する窓口には、相談の内容に対し、適切に対応することができる者を配置するものとする。 (事業計画) 第3条 条例第6条（条例第11条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による計画は、条例第8条第1項の許可又は条例第11条第1項に規定する変更の許可の申請をする前までに、屋外保管事業場設置（変更）事前協議書（様式第1号）（以下「事前協議書」という。）により作成し、市長に提出しなければならない。
--	--

	2 事前協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 (1) 再生資源物の取引に係る内容を記載した書類 (2) 作業実施時間等を記載した書類 (3) 屋外保管事業場の相談窓口の設置状況について記載した書類 (4) 環境保全措置について記載した書類 (5) 事業予定者が個人である場合には、住民票の写し（本籍（外国人にあっては、国籍等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等をいう。））の記載のあるもので、申請の日前3月以内に作成されたものに限る。以下同じ。） (6) 事業予定者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書 (7) 事業予定者が未成年者（条例第9条第1項第2号コに規定する未成年者をいう。以下同じ。）である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書） (8) 屋外保管事業場の土地の状況等を記載した書類 (9) 屋外保管事業場の所在地に係る土地の公図の写し及び登記事項証明書 (10) 事業予定者が前号に掲げる土地の所有権を有しない場合には、当該土地を使用する権原を有することを証明する書類 (11) 屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図並びに周辺の状況を記載した書類 (12) 再生資源物を運搬に用いる車両に係る運行車両台数及び運行経路を記載した書類 (13) 屋外保管事業場の排水処理設備等の管理の方法を記載した書類 (14) 屋外保管に伴って生じる廃棄物の処理の方法を記載した書類 3 事業予定者は、事前協議書を提出したときは、設置等を行おうとする屋外保管事業場の敷地内の公衆の見やすい場所に、条例第6条の事業計画の場所である旨の標識を当該屋外保管事業場の設置等に着手するまでの間設置しておかなければなら
--	---

(説明会の開催等) 第7条 前条の協議が終了した事業予定者は、規則で定めるところにより、当該協議に係る屋外保管事業場の敷地の境界線から300メートル以内に居住する者又は土地若しくは建物を所有する者（以下「周辺住民等」という。）に対して、事業計画の概要その他規則で定める事項（以下「周知事項」という。）について周知を図るための説明会を開催しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	ない。 4 前項の標識は、幅及び高さがそれぞれ60センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。 (1) 屋外保管事業場の設置等を計画している旨 (2) 第1項の事前協議書を市長に提出した年月日 (3) 事業予定者の氏名（法人その他の団体にあっては、その名称）及び連絡先 (4) 既に屋外保管事業場の設置の許可を受けている場合にあっては、許可の年月日及び許可番号（事業実施予定地の調査） 第4条 市長は、その職員に、設置を予定する屋外保管事業場の調査を行わせるものとする。 (事前協議に係る通知) 第5条 市長は、前条の調査の結果及び関係法令の規定による必要な措置の内容等を勘案し、事業予定者に対し必要な助言及び指導並びに説明会で周知すべき事項について屋外保管事業場事前協議事項確認通知書（様式第2号）により通知するものとする。 2 市長は、条例第6条の規定による協議が終了したと認めるときは、屋外保管事業場事前協議終了通知書（様式第3号）（以下「事前協議終了通知書」という。）を事業予定者に交付するものとする。 (説明会の開催等) 第6条 事業予定者は、条例第7条第1項の規定による説明会を、事前協議終了通知書の交付を受けた後、遅滞なく開催しなければならない。 2 条例第7条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。 (1) 事業予定者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名） (2) 屋外保管事業場の所在地及び敷地面積 (3) 屋外保管する再生資源物の種類 (4) 事業予定者及び屋外保管事業場の責任者の連絡先 (5) 事業計画に係る事項 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が前条第1
---	--

2 前項の説明会を開催した事業予定者は、当該説明会の概要を遅滞なく市長に報告しなければならない。 (屋外保管事業場の設置の許可) 第8条 屋外保管事業場を設置しようとする者は、次に掲げる場合を除き、設置する屋外保管事業場ごとに、当該設置に係る許可を受けなければならない。 (1) 当該屋外保管事業場の敷地面積が100平方メートルを超えない場合（敷地が隣接する屋外保管事業場にあつては、その敷地が隣接する屋外	項の屋外保管事業場事前協議事項確認通知書で説明会で周知すべき事項として通知した事項 3 条例第7条第2項の規定による報告は、屋外保管事業場説明会等実施状況報告書（様式第4号）によるものとする。 (事前協議書の内容の変更等) 第7条 事業予定者は、事前協議書を提出してから事前協議終了通知書の交付を受けた後において、当該事前協議書の内容を変更して設置しようとする場合には、条例第6条及び第7条の規定による手続を改めて行わなければならない。ただし、その変更が次に掲げる軽微な変更である場合であつて、市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 事前協議書の内容を変更する場合 (2) 屋外保管事業場の所在地において、事業計画の規模を縮小する場合 (3) 生活環境の保全のために事業計画の内容を変更する場合 (事業計画の廃止の届出等) 第8条 事業予定者は、事前協議書の提出後、当該事前協議書に係る事業計画を廃止したときは、屋外保管事業場事前協議廃止届出書（様式第5号）により、その旨を市長に届け出なければならない。 2 事業予定者が第5条第1項の規定による通知を受けてから1年以内に措置を講じたと認められないとき又は事前協議終了通知書の交付を受けてから1年以内に条例第8条第1項の規定による許可若しくは条例第11条第1項の変更の許可の申請をしないときは、当該事業計画について前項の規定による事業計画を廃止する旨の届出がなされたものとみなす。
---	--

保管事業場の各敷地面積の合計が100平方メートルを超える場合を除く。) (2) 屋外保管以外の事業を本来の業務として行う者が、当該業務を行う事業場において当該業務に付随して屋外保管を一時的に行う場合 (3) 当該屋外保管事業場が、使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項の規定による解体業の許可又は同法第67条第1項の規定による破碎業の許可を受けた者のそれぞれ当該許可に係る事業所に該当する場合 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名） (2) 屋外保管事業場の設置場所の所在地及び敷地面積 (3) 屋外保管事業場において保管する再生資源物の種類 (4) 屋外保管事業場の構造 (5) 再生資源物の保管の方法 (6) 火災予防上の措置 (7) その他規則で定める事項 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図 (2) 屋外保管事業場の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書 (3) 屋外保管事業場内の配置図 (4) 再生資源物の搬入及び搬出の方法及び経路に関する図面 (5) 申請に係る屋外保管事業場の用に供する土地の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類 (6) その他規則で定める書類	(許可の申請) 第9条 条例第8条第2項に規定する申請書は、屋外保管事業場設置（更新）許可申請書（様式第6号）とし、同項第7号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 申請者が法人である場合においては、その役員の氏名及び住所並びに事業予定者に第11条に規定する使用人があるときは、その者の氏名及び住所 (2) 申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所） 2 条例第8条第3項第6号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。 (1) 申請者が個人である場合においては、住民票の写し (2) 申請者が法人である場合にあつては、定款又
--	--

4 第1項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して5年とし、同項の許可は、5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 5 前項の更新の申請があった場合において、同項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。 6 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 (許可の基準等) 第9条 市長は、前条第1項の許可の申請が次の各号（同条第4項の更新の場合にあっては、第1号及び第2号）のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条第1項の許可をしてはならない。 (1) 申請書の記載事項が、次条第1項に規定する立地に関する基準（前条第4項の更新の場合を除く。）及び次条第2項に規定する構造に関する基準並びに第15条第1項に規定する保管に関	は寄附行為の写し及び登記事項証明書 (3) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し (4) 申請者に第11条に規定する使用人がある場合においては、その者の住民票の写し (5) 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し (6) 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、次に掲げる書類 ア 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書 イ 役員の住民票の写し (7) 誓約書（様式第7号） (8) 緊急時の連絡体制 (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
---	---

する基準に適合していること。

- (2) 前条第1項の許可に係る申請をした事業者（以下「申請者」という。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で規則で定めるもの若しくはこの条例若しくはこれらの法令若しくはこの条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反したことにより、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは法第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは浄化槽法第41条第2項又は第14条第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人（法第7条の4第1項第3号若しくは法第14条の3の2第1項第3号（法第14条の6において準用する場合を含む。）又は第14条第1項第3号に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）である場合において

（生活環境の保全を目的とする法令）

第10条 条例第9条第1項第2号ウの規則で定める法令は、次に掲げるものとする。

- (1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- (2) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
- (4) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- (5) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- (6) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- (7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）
- (8) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
- (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）

は、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知（この条例の規定による当該取消しの処分にあっては、さいたま市行政手続条例（平成13年さいたま市条例第22号）第15条の規定による通知。以下この号において同じ。）があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

オ 法第7条の4若しくは法第14条の3の2

（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは浄化槽法第41条第2項又は第14条第1項若しくは第2項の規定による許可の取消し処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項（法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。カにおいて同じ。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出若しくは浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出又は第11条第4項の規定による屋外保管の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

カ オに規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出若しくは浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規

（使用人）

第11条 条例第9条第1項第2号カ、サ及びシの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

定による届出又は第11条第4項の規定による屋外保管の廃止の届出があった場合において、オの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの キ 第13条第2項の規定により屋外保管事業場の使用の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者 ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。） ケ 屋外保管に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 コ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからケまでのいずれかに該当するもの サ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからケまでのいずれかに該当する者があるもの シ 個人で規則で定める使用人のうちにアからケまでのいずれかに該当する者があるもの ス 暴力団員等がその事業活動を支配する者 (3) 申請者が、当該申請に係る屋外保管事業場について第7条第2項の報告をしていること。ただし、同条第1項ただし書の場合は、この限りでない。 2 前条第1項の許可には、市民生活の安全又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。	(2) 前号に掲げるもののほか、再生資源物に係る契約を締結する権限を有する者を置く屋外保管事業場 (許可等の決定)
---	---

3 前条第1項の許可を受けた者（以下「屋外保管許可事業者」という。）は、当該許可に係る屋外保管事業場の設置が完了したときは、規則で定めるところにより、市長に必要な事項を記載した申請書を提出して検査を受け、当該屋外保管事業場が次条第1項に規定する立地に関する基準及び同条第2項に規定する構造に関する基準並びに第15条第1項に規定する保管に関する基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。 （一部改正〔令和7年条例27号〕） （屋外保管事業場の立地基準及び構造基準） 第10条 第8条第1項の許可を要する屋外保管事業場の場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1) 屋外保管事業場の敷地の境界から住宅等（住宅、学校、病院、公民館、博物館、図書館、保育所、特別養護老人ホームその他の社会福祉施設及びこれらに類するものであり、これらの敷地を含む。以下同じ。）までの距離が100メートル以上あること。ただし、第6条の規定による協議が開始された後に、当該協議に係る屋外保管事業場の敷地の境界から100メートル未満に住宅等が設置された場合は、この限りでない。 (2) 屋外保管事業場の敷地が、規則で定める方法により、幅員4メートル以上の公道でその両端が当該公道の幅員以上の幅員を有する公道に接	第12条 市長は、条例第8条第1項の設置の許可、同条第4項の許可の更新又は条例第11条第1項の変更の許可（以下「許可等」という。）をしたときは屋外保管事業場設置（変更）許可通知書（様式第8号）により、許可等をしないときは屋外保管事業場設置（変更）不許可通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。 （屋外保管事業場の許可証） 第13条 市長は、許可等をしたときは、屋外保管事業場設置許可証（様式第10号）を交付しなければならない。 （使用前検査の申請） 第14条 条例第9条第3項の検査を受けようとする者（次項において「使用前検査申請者」という。）は、屋外保管事業場使用前検査申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。 2 市長は、条例第9条第3項の検査の結果、屋外保管事業場の設置に関する計画に適合していると認めるときは、屋外保管事業場計画適合通知書（様式第12号）により使用前検査申請者に通知するものとする。 （屋外保管事業場の立地基準） 第15条 条例第10条第1項第2号の規則で定める方法は、屋外保管事業場の敷地と、公道が4メートル以上接するものとする。
---	---

続しているものに接していること。ただし、その周囲の状況により、交通及び安全に支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。 (3) 屋外保管事業場の場所の土地の地形及び地質が市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないものであること。 2 第8条第1項の許可を要する屋外保管事業場の構造は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1) 屋外保管事業場の敷地の境界の内側に、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること。 (2) 屋外保管事業場の敷地の境界と前号の囲いとの間に、緑地帯を2メートル以上設けること。 (3) 第1号の囲いの内側の底面を不浸透性の材料で覆うこと。 (4) 排水を放流する場合は、その水質を市民生活の安全及び生活環境の保全上支障が生じないものとするために必要な排水処理設備及びこれに接続する排水溝その他の設備を設けること。 (5) 自重、積載荷重その他の加重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。 (変更の許可等) 第11条 屋外保管許可事業者は、許可に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に必要な事項を記載した申請書及び添付書類を提出し、当該変更に係る許可を受けなければならない。 2 第6条、第7条及び第9条の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「事業予定者」とあるのは「屋外保管許可事業者」と、第6条中「設置に関する計画」とあるのは「変更に関する計画」と、第9条中「前条第1項の許可」とあるのは「第11条第1項に規定する変更の許可」と、同条第1項中「次の各号（同条第4項の更新の場合にあつては、第1号及び第2号）」とあるのは「次の各号」と、同項各号列記以外の部分中「同条第1項」とあるのは「同項」と、同項第1号中「立地に関する基準（前条第4項の更新の場合を除く。）」とあるの	(変更の許可等) 第16条 条例第11条第1項の変更の許可を受けようとする者は、屋外保管事業場変更許可申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 (1) 屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図 (2) 変更前及び変更後の屋外保管事業場に係る平面図、立面図、断面図、構造図及び構造計算書 (3) 屋外保管事業場内の配置図 (4) 再生資源物の搬入及び搬出の方法を記載した書類並びに経路に関する図面 (5) 申請に係る屋外保管事業場の用に供する土地を使用する権原を有していることを証する書類 (6) 第9条第2項第1号から第9号までの書類 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
--	--

は「立地に関する基準」と読み替えるものとする。 3 第1項の規定にかかわらず、屋外保管許可事業者は、一部の種類の再生資源物の保管を止めたとき又は規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出ることをもって足りる。 4 屋外保管許可事業者は、屋外保管を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。	(許可を要しない軽微な変更) 第17条 条例第11条第3項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項に係る変更とし、当該変更をした日から10日（法人で次項第1号及び第3号の規定により登記事項証明書を添付する場合にあっては、30日）以内に屋外保管事業場変更届出書（様式第14号）により届け出るものとする。 (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名） (2) 屋外保管事業場の所在地（地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更に限る。） (3) 法人である場合においては、その役員及び第11条に規定する使用人 (4) 未成年者である場合においては、その法定代理人 (5) 屋外保管事業場の構造であって、市民生活の安全及び生活環境に悪影響を及ぼすおそれがない変更として市長が別に定めるもの 2 前項に規定する届出には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。 (1) 前項第1号及び第2号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあっては住民票の写し及び誓約書、法人にあっては定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書 (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、同号に掲げる者（当該変更に係る者に限る。）の住民票の写し及び誓約書 (3) 前項第4号に掲げる事項の変更の場合には、同号に掲げる者（当該変更に係る者に限る。）が個人にあっては住民票の写し及び誓約書、法人にあっては定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書 (4) 前項第5号に掲げる事項の変更の場合には、屋外保管事業場の平面図、立面図、断面図、構造図及び配置図 (廃止の届出) 第18条 条例第11条第4項に規定する廃止の届出は、屋外保管事業場廃止届出書（様式第15号）によるものとする。
--	---

(許可を得た者以外の屋外保管の禁止) 第12条 屋外保管許可事業者は、第8条第1項の許可を受けた屋外保管事業場において、当該屋外保管許可事業者以外の者に、屋外保管させてはならない。 (屋外保管許可事業者に対する勧告及び命令) 第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、屋外保管許可事業者に対し、期限を定めて、必要と認める措置を講じるべき旨の勧告をすることができる。 (1) 第8条第1項の許可に係る屋外保管事業場が第10条第1項若しくは第2項又は第15条第1項の基準に適合しなくなったとき。 (2) 第9条第2項の規定により付した条件に違反したとき。 2 市長は、前項の勧告を受けた屋外保管許可事業者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該屋外保管許可事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を講じるよう命じ、又は期間を定めて屋外保管の全部若しくは一部の停止を命じることができる。 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、屋外保管事業場が第10条第1項若しくは第2項又は第15条第1項の基準に適合しなくなったと認める場合において、市民生活の安全及び生活環境の保全上支障が生じていると認めるときは、屋外保管許可事業者に対し、期限を定めて、その支障を除去するために必要な措置を講じるよう命じることができる。 (許可の取消し) 第14条 市長は、屋外保管許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。 (1) 第9条第1項第2号イ、ウ（法第25条から第27条までの規定に係る部分若しくは法第32条第1項（法第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規	2 前項の届出は、屋外保管を廃止した日から10日以内に届け出なければならない。
---	--

定により刑に処せられたことによる場合に限る。次号において同じ。）、ク、ケ又はスに該当するに至ったとき。 (2) 第9条第1項第2号コからシまで（同号ウ、ク又はケに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。 (3) 第9条第1項第2号コからシまで（同号エに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 第9条第1項第2号アからカ又はコからシまでのいずれかに該当するに至ったとき（前3号に該当する場合を除く。）。 (5) 前条第2項若しくは第3項又は第21条第2項の規定による処分に違反したとき。 (6) 不正の手段により第8条第1項の許可（同条第4項の更新を含む。）又は第11条第1項に規定する変更の許可を受けたとき。 2 市長は、屋外保管許可事業者が前条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。 3 前2項の規定により屋外保管事業場の設置の許可を取り消された者（次項において「旧屋外保管許可事業者」という。）は、取り消された許可に係る屋外保管事業場が規則で定める基準に適合していることについて市長の確認を受け、遅滞なく廃止しなければならない。 4 旧屋外保管許可事業者は、前項の屋外保管事業場を廃止するまでの間、当該屋外保管事業場について前条の規定（この規定に係る罰則を含む。）の適用を受ける。 （屋外保管事業場の保管基準） 第15条 屋外保管事業者は、次に掲げる基準を遵守しなければならない。 (1) 屋外保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。 ア 屋外保管の場所（屋外保管事業場内において、再生資源物を保管するための用に供する区画をいう。以下同じ。）の周囲に囲いが設けられていること。 イ 規則で定めるところにより、屋外保管事業	（廃止の基準） 第19条 条例第14条第3項の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。 (1) 再生資源物及び屋外保管に伴って生じる廃棄物が保管されていないこと。 (2) 施設の構造物が市民生活の安全及び生活環境に悪影響を及ぼすおそれがないものであること。 （屋外保管事業場に係る掲示板） 第20条 条例第15条第1項第1号イの規定による掲
--	---

場の敷地の外部から見やすい箇所に屋外保管事業場である旨その他屋外保管事業場に関し必要な事項を表示した揭示板が設けられていること。 ウ 屋外保管の場所ごとに、保管する再生資源物の種類を表示した揭示板が設けられていること。 (2) 屋外保管の場所から再生資源物が崩落し、飛散し、若しくは悪臭が発散しないように、又は屋外保管の場所から当該保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、地下に浸透し、若しくは悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講じること。 ア 屋外保管する再生資源物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であるようにすること。 イ 容器を用いずに屋外保管する場合にあっては、積み上げられた再生資源物の高さが規則で定める高さを超えないようにすること。	示板は、幅及び長さがそれぞれ60センチメートル以上のものとしなければならない。 2 前項の揭示板には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 (1) 屋外保管事業場である旨 (2) 許可の年月日及び許可番号 (3) 許可の期間 (4) 屋外保管事業者の氏名又は名称 (5) 屋外保管事業場の管理者の氏名及び連絡先 (6) 相談窓口に係る名称及び連絡先 (7) 保管する再生資源物の種類 3 条例第15条第1項第1号ウの揭示板は、幅及び長さがそれぞれ60センチメートル以上のものとしなければならない。 4 前項の揭示板には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 (1) 屋外保管の場所である旨 (2) 保管する再生資源物の種類 (3) 屋外保管事業場の管理者の氏名又は名称及び連絡先 (4) 容器を用いずに保管する場合にあっては、次条に規定する高さのうち最高のもの (屋外保管の高さ) 第21条 条例第15条第1項第2号イの規則で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。 (1) 屋外保管の場所の囲いに保管する再生資源物の荷重が直接かかる構造である部分（以下この条において「直接負荷部分」という。）がない場合 当該屋外保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該屋外保
--	--

	管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に50パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が2以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの）までの高さ又は5メートルのうちいずれか低いもの (2) 屋外保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合 次のア及びイに掲げる部分に応じ、当該ア及びイに定める高さ ア 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50センチメートルの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが50センチメートルに満たない場合にあつては、その下端）（以下この条において「基準線」という。）から当該保管の場所の側に水平距離2メートル以内の部分 当該2メートル以内の部分の任意の点ごとに、次の（ア）に規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、（ア）又は（イ）に規定する高さのうちいずれか低いもの）又は5メートルのうちいずれか低いもの （ア） 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ （イ） 前号に規定する高さ イ 基準線から当該保管の場所の側に水平距離2メートルを超える部分 当該2メートルを超える部分内の任意の点ごとに、次の（ア）に規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、（ア）又は（イ）に規定する高さのうちいずれか低いもの）又は5メートルのうちいずれか低いもの （ア） 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離2メートルの線を通り水平面に対し上方に50パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が2以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの）までの高さ
--	---

ウ 屋外保管に伴い汚水が生じるおそれがある場合にあっては、屋外保管の場所の底面を不透透性の材料で覆うとともに、油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。 エ その他規則で定める措置 (3) 屋外保管事業場の内部における火災の発生若しくは延焼又は当該屋外保管事業場の外部への延焼を防止するため、規則で定める措置を講じること。 (4) 屋外保管事業場において騒音又は振動が発生する場合にあっては、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう、規則	(イ) 前号に規定する高さ 2 条例第10条第2項第2号に規定する緑地帯を設置しない場合には、前項第2号に規定する保管の高さは、同号中「50センチメートル」とあるのは「1メートル」と、「2メートル」とあるのは「4メートル」と読み替えるものとする。 (屋外保管に係る飛散防止等のための措置) 第22条 条例第15条第1項第2号エの規則で定める措置は、再生資源物の性状に応じ、屋外保管の場所から再生資源物又は当該屋外保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が飛散しないように必要な措置を講じることとする。 (屋外保管事業場における火災の発生若しくは延焼又は当該屋外保管事業場の外部への延焼を防止するための措置) 第23条 条例第15条第1項第3号の規則で定める措置は、次のとおりとする。 (1) 再生資源物が再生資源物以外の物と混合するおそれのないように区分して保管すること。 (2) 再生資源物に電池、潤滑油その他の火災の発生のおそれがあるものが含まれる場合にあっては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。 (3) 再生資源物の一の保管の単位の面積を200平方メートル以下とすること。 (4) 隣接する再生資源物の保管の単位の間隔は、2メートル以上とすること（当該保管の単位の間隔に火災の延焼を防ぐに足る仕切りが設けられている場合を除く。）。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置 (騒音及び振動の規制基準) 第24条 条例第15条第1項第4号の規則で定める措置は、屋外保管事業場の敷地の境界線において、別表第1及び別表第2の区域の区分及び時間の区
--	--

で定める措置を講じること。 (5) 屋外保管事業場において、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置を講じること。 2 敷地面積が100平方メートルを超えない屋外保管事業場については、前項第1号イ及びウの規定は、適用しない。 (帳簿の備付け等) 第16条 屋外保管許可事業者は、再生資源物を受け取り、又は引き渡したときは、許可に係る屋外保管事業場ごとに、次の各号に掲げる事項に関する帳簿を作成するとともに、取引の日から5年間これを保存し、かつ、当該屋外保管事業場（当該屋外保管事業場に備え置くことが困難である場合にあっては、当該屋外保管許可事業者の最寄りの事務所等）に備え置かなければならない。 (1) 再生資源物の取引の年月日及び取引先 (2) 再生資源物の品目及び数量 (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項 2 前項に規定する帳簿は、同項各号に掲げる事項が記載された再生資源物の受け取り又は引き渡しに係る代金の領収書をもって代えることができる。 (報告の徴収) 第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、屋外保管事業者及び事業活動に伴い再生資源物を排出する者、再生資源物の運搬を行う者その他の関係人に対し、再生資源物の屋外保管に関し、期限を定めて、必要な報告を求めることができる。 (立入検査) 第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、屋外保管事業者の事業場、事務所その他の施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。	分に応じた基準を超えないものとする。 (帳簿の作成等) 第25条 条例第16条第1項の規定による帳簿の作成は、毎月、屋外保管許可事業者が前月中における同項各号に規定する事項について、毎月末までに記載するものとする。 2 条例第16条第1項第3号の規則で定める事項は、次のとおりとする。 (1) 屋外保管事業場からの流出の防止のために回収した廃油又は廃液の品目及び数量 (2) 火災の発生のおそれがあるものとして回収したものの品目及び数量 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 (立入検査の身分証明書) 第26条 条例第18条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第16号）とする。
--	--

3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (屋外保管許可事業者以外の屋外保管事業者に対する勧告及び命令) 第19条 市長は、第15条第1項の基準に適合しない再生資源物の保管により、市民生活の安全及び生活環境の保全上支障が生じるおそれがあると認めるときは、屋外保管事業者（屋外保管許可事業者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に対し、期限を定めて、必要と認める措置を講じるべき旨の勧告をすることができる。 2 市長は、前項の勧告を受けた屋外保管事業者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該屋外保管事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を講じるよう命じ、又は期間を定めて当該屋外保管事業場の全部若しくは一部の使用の停止を命じることができる。 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、第15条第1項の基準に適合しない再生資源物の保管により、市民生活の安全及び生活環境の保全上支障が生じていると認めるときは、屋外保管事業者に対し、期限を定めて、その支障を除去するために必要な措置を講じるよう命じることができる。 (公表) 第20条 市長は、第13条第2項若しくは第3項の命令を受けた屋外保管許可事業者又は前条第2項若しくは第3項の命令を受けた屋外保管事業者が、正当な理由なく当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。 (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名） (2) 屋外保管事業場の所在地 (3) 命令の内容 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者に、意見を述べる機会を与えなければならない。 (事故時の措置) 第21条 屋外保管事業者は、屋外保管に係る事故に	
--	--

より市民生活の安全及び生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちに、その支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、速やかに当該事故の状況及び当該措置の概要を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、屋外保管事業者が前項の措置を講じていないと認めるときは、当該屋外保管事業者に対し、期限を定めて、当該措置を講じるよう命じることができる。

(許可等に係る意見聴取)

第22条 市長は、第8条第1項の許可（同条第4項の許可の更新を含む。）又は第11条第1項に規定する変更の許可をしようとするときは、第9条第1項第2号ク又はコからシまでのいずれかに該当する事由（同号コからシまでのいずれかに該当する事由にあっては、同号クに係るものに限る。次項において同じ。）の有無について、埼玉県警察本部長の意見を聴くものとする。

- 2 市長は、第14条第1項の規定により許可を取り消そうとするときは、第9条第1項第2号ク又はコからシまでのいずれかに該当する事由の有無について、埼玉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(関係行政機関への照会等)

第23条 市長は、前条に規定するもののほか、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

(手数料)

第24条 第8条第1項の許可若しくは同条第4項の許可の更新又は第11条第1項に規定する変更の許可を受けようとする者は、その申請の際、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の手数料を納めなければならない。

- (1) 第8条第1項の規定に基づく屋外保管事業場の設置の許可の申請に対する審査 1件につき
53,000円
- (2) 第8条第4項の規定に基づく屋外保管事業場の設置の許可の更新の申請に対する審査 1件につき49,000円

(3) 第11条第1項の規定に基づく屋外保管事業場の変更の許可の申請に対する審査 1件につき44,000円 2 前項の規定により徴収した手数料は、還付しない。 (適用除外) 第25条 この条例の規定は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第13条の2第1号に定める廃棄物の処理に係る許可、認定、委託又は指定（以下この条において「許可等」という。）を受けた者が当該許可等に係る事業場において屋外保管を行う場合及び国又は地方公共団体が屋外保管を行う場合には、適用しない。 (委任) 第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 (罰則) 第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 (1) 第8条第1項の規定に違反して、市長の許可を受けずに、屋外保管事業場を設置した者 (2) 第11条第1項の規定に違反して、市長の許可を受けずに、同項の許可に係る事項（同条第3項に該当する場合を除く。）を変更した者 (3) 不正の手段により第8条第1項の許可若しくは同条第4項の許可の更新又は第11条第1項に規定する変更の許可を受けた者 (4) 第13条第2項若しくは第3項、第19条第2項若しくは第3項又は第21条第2項の規定による命令に違反した者 (一部改正〔令和7年条例27号〕) 第28条 第9条第3項（第11条第2項で準用する場合を含む。）の規定に違反して、第10条第1項及び第2項並びに第15条第1項の基準に適合していると認められる前に、屋外保管事業場を使用した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に	(市長に提出する書類の部数) 第27条 条例及びこの規則に基づき市長に提出する書類の部数は、書面の場合は正副2部とする。 (その他) 第28条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
---	--

処する。 (一部改正〔令和7年条例27号〕) 第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) 第11条第3項又は第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 第17条の規定に違反して、定められた期限内に報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (3) 第18条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 (両罰規定) 第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年2月1日から施行する。ただし、第27条から第30条までの規定は、同年8月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際現に存する屋外保管事業場(以下「既存屋外保管事業場」という。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に設置されたものとみなす。 3 既存屋外保管事業場については、第9条第3項、第10条第1項及び第2項各号(第4号を除く。)の規定は、適用しない。 4 既存屋外保管事業場については、第10条第2項第4号及び第15条の規定は、施行日から起算して6月を経過する日までの間は、適用しない。 5 この条例の施行の際現に屋外保管を行っている者(第8条第1項各号の規定に該当するものを除く。以下「従前の屋外保管事業者」という。)は、既存屋外保管事業場について、施行日から起算して6月を経過する日までの間に規則で定める事項を市長に届け出なければならない。	附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和6年2月1日から施行する。 (経過措置) 2 条例附則第5項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名) (2) 既存屋外保管事業場の所在地及び敷地面積 (3) 既存屋外保管事業場において保管する再生資
---	---

	源物の種類及び数量 (4) 法人である場合においては、その役員の氏名及び住所並びに第11条に規定する使用人があるときは、その者の氏名及び住所 (5) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所） (6) 既存屋外保管事業場の構造 (7) 再生資源物の保管の方法 (8) 火災予防上の措置 3 条例附則第5項に規定する届出は、市長が別に定める書類により行う。 4 前項の書類には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 (1) 既存屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図並びに周辺の状況を記載した書類 (2) 既存屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書 (3) 既存屋外保管事業場内の配置図 (4) 再生資源物の搬入及び搬出の方法を記載した書類並びに当該搬入及び搬出に係る経路の図面 (5) 従前の事業者が既存屋外保管事業場の用に供する土地を使用する権原を有していることを証する書類 (6) 従前の事業者が個人である場合においては、住民票の写し (7) 従前の事業者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書 (8) 従前の事業者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し (9) 従前の事業者の使用人がある場合においては、当該使用人の住民票の写し (10) 従前の事業者が未成年者であり、かつ、当該未成年者の法定代理人が個人である場合においては、当該法定代理人の住民票の写し (11) 従前の事業者が未成年者であり、かつ、当該未成年者の法定代理人が法人である場合においては、次に掲げる書類 ア 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明
--	---

6 前項の規定による届出をした従前の屋外保管事業者は、その届出に係る既存屋外保管事業場について、施行日に第8条第1項の許可を受けたものとみなす。

7 従前の屋外保管事業者は、周辺住民等から求めがあった場合は、規則で定める事項について説明しなければならない。

附 則（令和7年3月21日条例第27号抄）
（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。
（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

書

イ 役員の住民票の写し

(12) 緊急時の連絡体制が記載された書類

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

5 条例附則第7項の規則で定める事項は、第6条第2項各号に規定する事項とする。

別表第1（第24条関係）

騒音に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間（午前8時から午後7時まで）	午前朝（午前6時から午前8時まで）及び夕方（午後7時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）
第一種区域	50デシベル	45デシベル	45デシベル
第二種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第三種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第四種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

備考

1 区域の区分は、次のとおりとする。

	(1) 第一種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域又は田園住居地域の指定がされている区域 (2) 第二種区域 次に掲げる区域をいう。 ア 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域の指定がされている区域 イ 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の指定がされていない区域 (3) 第三種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域又は準工業地域の指定がされている区域 (4) 第四種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域又は工業専用地域の指定がされている区域 2 この表に掲げる数値に係る測定方法等は、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）第1条の表の備考2から備考4までに定めるところによるものとする。 3 第二種区域、第三種区域及び第四種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、それぞれの区域について定める当該値から5デシベル減じた値とする。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（別表第2において「学校」という。） (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所（別表第2において「保育所」という。） (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（別表第2において「病院」という。）及び同条第2項に規定する診療所（別表第2において「診療所」という。）のうち患者を入院させるた
--	--

	域 イ 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の指定がされていない区域 (2) 第二種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域の指定がされている区域 2 この表に掲げる数値に係る測定方法等は、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和51年環境庁告示第90号）第1条の表の備考3から備考6までに定めるところによるものとする。 3 学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、それぞれの区域について定める当該値から5デシベル減じた値とする。
--	---